

山田町町営建設工事検査規程

昭和60年3月30日訓令第3号

改正

平成19年3月30日訓令第6号

令和6年8月23日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、請負による町営の建設工事（以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(完成検査)

第2条 工事の検査（以下「検査」という。）は、工事完成の届出があつた都度、契約担当者が指定する職員（以下「検査員」という。）が行う。

(検査の立会い)

第3条 検査は、工事請負人が立会いのうえ行わなければならない。

2 前項の検査には、工事の主管課長又はその指名する職員及び当該工事の監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）が立ち会うものとする。

(検査の方法)

第4条 検査員は、当該工事に関する帳簿、記録、請負工事に関する設計書、仕様書及び図面（以下「契約図書」という。）と工事の出来形と実施に対照して検査をしなければならない。

第5条 検査員は、検査上必要と認めるときは、その工事の一部を取り壊させて検査を行わなければならない。

第6条 前条の規定にかかわらず、水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することができない工事の検査は、監督職員又は工事請負人の提出する資料その他の記録等により検査を行うことができる。

2 前条の場合において、その取壊しによつて、工事に著しく不適当な結果を来すおそれがあると認めるときも、また同様とする。

(検査の終了)

第7条 検査員は、検査の結果不完全な箇所がないと確認したときは、速やかに次に掲げる事項を処理しなければならない。

(1) 工事完成検査復命書（様式第1号）を作成して契約担当者に提出

すること。

(2) 工事完成検査通知書（様式第2号）を作成して工事請負人に通知すること。

（請負契約条項と不適合の処置）

第8条 検査員は、検査の結果、工事の内容が契約条項に違反し、又は工事の出来形が粗悪若しくは不完全な箇所（以下「契約不適合」という。）があると認めるときは、詳細にその状況を契約担当者に報告しなければならない。

2 前項の契約不適合を修補した後の再検査については、第2条から前条及び前項の規定を準用する。

（検査業務の委託）

第9条 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査を委託したときは、当該委託者に、検査内容を明確にした書類等を提出させなければならない。

（工事の中間検査）

第10条 工事の中間検査については、第3条から第9条までの規定を準用する。

（町営以外の工事の検査）

第11条 この規程は、町費補助に係る町営以外の工事の検査について準用する。

附 則

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月23日訓令第9号）

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

山田町長 様

検査員

㊟

工 事 完 成 検 査 復 命 書

年 月 日次の工事の完成検査を実施した結果、契約設計図書及び仕様書
のとおり完成したことを認めたので、復命します。

	所 管	課
工 事 名	工 事	
工 事 場 所		
請 負 額	金	円
工 期	年 月 日 着手 年 月 日 完成	
完成年月日	年 月 日	
請 負 人 住所、氏名		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

山田町長

印

工 事 完 成 検 査 通 知 書

次の工事について、 年 月 日完成検査を行ったところ、契約設計図書のとおり完成したことを認めたので通知します。

工事請負人	
工事場所	
工事名	
工事請負金額	
着手及び完成 年 月 日	着手 年 月 日 完成 年 月 日